

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	児童手当の不正利得の徴収		
根拠法令及び条項	児童手当法第14条		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
処分基準	【内容】 (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 児童手当法第14条 (不正利得の徴収)		
	第十四条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があ るときは、市町村長は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴 収することができる。		
処分基準 設定年月日	昭和47年1月1日	処分基準 最終変更年月日	平成47年1月1日
所管部署	こどもみらい 部 子育て応援 課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。